



令和7年10月23日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 酒井 朋子

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島
県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の
改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告す
る。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

酒井 朋子

部会長代理

平田 かおり

三上 翔平

労働者代表委員

角 直樹

徳本 博志

長安 幸司

使用者代表委員

池久保 典也

木村 康宏

前田 啓太郎

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 1 0 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日